



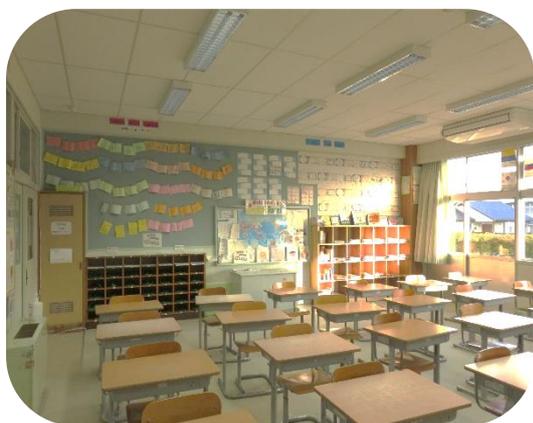
令和5年10月

富岡市立小野小学校
事務担当者発行

いつもお世話になります!小野小学校で学校事務の仕事をしております。事務職員の立場から、学校の情報を発信させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

●今年度の修繕箇所をお知らせします(抜粋)

ファングリッシュルーム改修



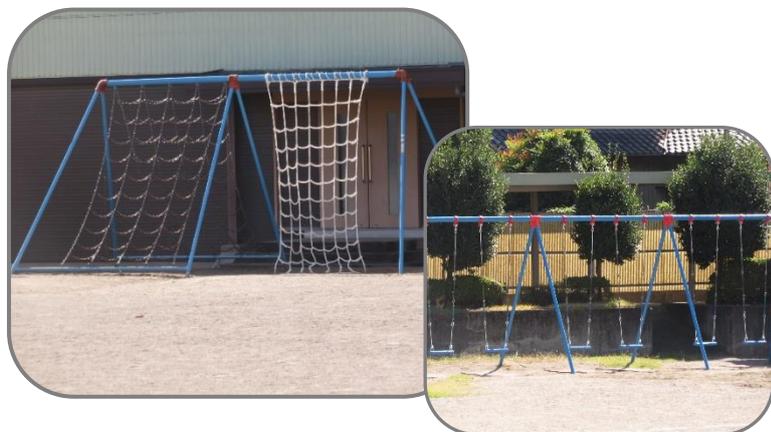
PCルームをファングリッシュルームへ改修しました

校舎外壁修理



安全のため、校舎外壁のヒビ等を修理しました

遊具修繕



ブランコ、ロープクライム、鉄棒を修理しました

ドアホン交換



経年劣化により、新しいドアホンに交換しました

小中学校の就学援助について



富岡市では、子どもの生活困窮化対策として、法に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの援助を行っています。

【援助の内容】

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費（小6・中3）、校外活動費、学校給食費、医療費（う歯、中耳炎、結膜炎など）。※保護者が生活保護法により教育扶助を受けている場合は、修学旅行費、医療費のみとなります。

【対象となる方】

- 1、要保護 現に生活保護を受けている方
- 2、準要保護 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方で、前年度又は本年度において次のいずれかに該当する方
 - (1) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止されている。
 - (2) 市町村民税が非課税である。
 - (3) 市町村民税の減免を受けている。
 - (4) 個人の事業税の減免を受けている。
 - (5) 固定資産税の減免を受けている。
 - (6) 国民年金の掛金の減免を受けている。
 - (7) 国民健康保険の保険料の減免を受けている。
 - (8) 児童扶養手当の支給を受けている。
 - (9) その他



【申請の方法】

所定の就学援助費給付申請書に上記の該当事項を証明する書類を添えて、小学校へ提出してください。生活保護（教育扶助）を受けている方は申請する必要はありません。

【認定】

対象基準を満たしている保護者からの申請に基づき、補助を必要と認める場合には準要保護児童生徒に認定します。地区担当の民生委員さんが家庭訪問を行い、家庭状況についてのお話を伺う場合があります。

【支給方法】

新入学児童生徒学用品費は、入学前の2月末に支給の予定です。他の援助費は、入学後に原則として学期ごとの年3回、保護者の預金口座への振込にて支給します。

学校給食費については、学校給食センターへ直接振り込みとなります。医療費についても、受診された医療機関へ直接振り込みとなります。

最後までお読みいただきありがとうございました。
質問等は事務担当者までお願いします

